輸入量（MT）］
［国内産業の国内向け期末在庫＝期末在庫量（MT）×（国内販売量（MT）＋自家消費量（MT））／（ 国内販売量（MT）＋自家消費量（MT）＋輸出量（MT））］
［各欄の【　】は、年度については平成22年度を、上期については平成24年度（上期）を100とする指数である。］

３－４－１６　不当廉売価格差の大きさ

(122)　当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と当該輸入貨物の国内販売価格の差について、**「表31　不当廉売価格差率と国内販売価格差率（平成24（2012）年10月から平成25（2013）年9月まで）」**に示した不当廉売価格差率と国内販売価格差率を比較すると、不当廉売価格差率は国内販売価格差率を大幅に上回る。このことから、当該輸入貨物と国内販売価格との差は、当該輸入貨物の不当廉売によるものであると認められた。

表31　不当廉売価格差率と国内販売価格差率（平成24（2012）年10月から平成25（2013）年9月まで）

対象期間	平成24（2012）年10月から平成25（2013）年9月まで
不当廉売価格差率（%）	74.67
国内販売価格差率（%）	【10～25】

表31-1　国内販売価格差率（平成24（2012）年10月から平成25（2013）年9月まで）

対象期間	平成24（2012）年10月から平成25（2013）年9月まで
本邦産同種の貨物の国内販売価格（円／kg）	【数値】
調査対象貨物の本邦における販売価格（円／kg）	【数値】
本邦産同種の貨物の国内販売価格 -当該輸入貨物価格（円／kg）	【数値】
国内販売価格差率（%）	【10～25】

（出所）本邦の生産者に対する現地調査（三井化学）提出資料（様式J-16-②（様式C-1関係））、本邦の生産者追加質問状回答書（日本ポリウレタン）（様式J-9（様式C-1関係））及び産業上の使用者質問状回答書（【産業上の使用者名】）（様式A-4-1）
［国内販売価格差率（%）＝（本邦産同種の貨物の本邦における国内販売価格（円／kg）－調査対象貨物の本邦における販売価格（円／kg））／調査対象貨物の本邦における販売価格（円／kg）］

３－４－１７　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(123)　本邦の産業は、平成23年度から本邦産同種の貨物の国内販売量が大幅に減少し、その販売価格も下落したため、売上高が減少した。その一方で主な原材料価格は上昇し、製造原価が上昇したことから、**「表16　本邦の産業の利潤の推移」**のとおり、営業利益、経常利益とも平成23年度以降赤字となった。赤字幅は、平成23年度以降も拡大したことが認められた。これらの赤字幅拡大の要因としては、上記**「３－３　当該輸入貨物の輸入の増加及び本邦における同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響」**で分析したとおり、当該貨物の輸入が平成23年度に本邦産同種の貨物の販売価格を下回る価格で開始され、その輸入量の拡大によって本邦産同種の貨物の販売量が減少したことに加え、**「表29　主な原材料に係る本邦の生産者の購入費用の推移」**の原材料コスト上昇に見合う価格引上げができなかったためであると認められる。

(124)　本邦の産業の市場占拠率の低下は、本邦産同種の貨物の国内販売量の減少を反映し、また、投資収益及び価値生産性の低下並びにキャッシュフローの悪化は、利潤の低下を反映し、それぞれ当該輸入貨物による悪影響が認められた。

(125)　営業利益及び経常利益の赤字という業績悪化及び赤字幅の拡大は、本邦の産業の資金調達能力及び投資に悪影響を与えた。資金調達能力については、上記（115）で述べたとおり、赤字幅の拡大を一因として格付機関による格付けが下がったと認められた。投資については、上記（116）で述べたとおり、安価な当該輸入貨物に市場を奪われ、**「表27　本邦の産業の設備投資額の推移」**のとおり最低限の環境安全と生産維持に厳選して投資を行うのに止まり新規に設備投資を行うことができず調査対象期間を通じて著しく減少したことが認められた。

(126)　以上を総合的に評価し、当該輸入貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これによる本邦の産業の実質的損害が認められた。

３－５　当該輸入貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論

(127)　当該輸入貨物は、本邦におけるTDIの総需要が、調査期間を通じて維持され、あるいは微減している中、本邦の市場での販売量を年々増加させており、その増加量は、平成22年度から平成24年度にかけての本邦産同種の貨物の国内向け販売量減少分から当該総需要の減少分を除いた量以上である。また、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物とは上記**「３－１－６　代替性」**で分析したとおり高い代替性を有しており、ある産業上の使用者が、「常に複数の取引先を競争させて、安価な価格提示をした取引先からの購入を増やしている」と回答したように、取引において価格が重視される中、上記**「３－３－２　本邦における本邦産同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響」**で分析したとおり、当該輸入貨物は本邦産同種の貨物を下回る価格で販売されている。かかる状況を踏まえれば、当該輸入貨物の輸入により、本邦産同種の貨物の販売量が減少し、販売価格に原材料価格の上昇分を転嫁するどころかむしろ販売価格は引き下げられ、その結果、利潤の低下、赤字転落がもたらされたと判断するのが合理的である。したがって、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

４　因果関係